

平成30年12回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成30年12月20日(木)

午後 2時00分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員, 中秋委員

4 説明員 中川教育次長兼教育振興課長, 吉本学校教育課長,
岡元文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第64号 平成30年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第65号 要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する告示案

議案第66号 竹原市学校給食センター給食物資納入業者登録に関する要綱の一部を改正する告示案

議案第67号 竹原市重要文化財の指定について

報告・協議 竹原市重要文化財の名称変更について

○高田教育長 ただいまから, 平成30年第12回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。はじめに, 議案第64号平成30年度準要保護児童及び生徒の認定についてを議題といたします。お諮りいたします。議案第64号は個人情報であるため, 非公開とすることとし, 議事の運営上, 報告・協議後に議案を付議させていただくこととします。御異議ございませんか。

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第64号は非公開とし、報告・協議後に議案を付議することに決定しました。

教育委員会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

それでは、議案第65号「要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第65号「要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する告示案」を次のように提出をさせていただきます。平成29年3月に文科省の方が、新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給をしたものについて、国庫補助の対象にするということを決めましたので、これに伴い竹原市においても、来年度入学をする前に支給ができるということで、要綱の一部を改正する告示案を提出させていただきます。

第1条の「小・中学校」の次に「義務教育学校」を、「児童及び生徒」の次に「又は就学予定者」を加えます。次に第2条中「第16条に規定する」というのを、「第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒又は学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者」に改め、「小・中学校」の次に「及び義務教育学校」を、それから「就学させている」の次に「又は就学させる予定の者」を加えます。また、第6条中第1項中に「児童及び生徒」がありますが、就学前の場合児童とは言わないので、「児童等」に改めさせていただきます。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第65号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第66号「竹原市学校給食センター給食物資納入業者登録に関する要綱の一部を改正する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いいたします。

○中川教育次長 議案第66号、議案書は9ページ、それから新旧対照表をお付けしております。この議案に関しましては、平成31年1月1日から竹原市の物品調達及び委託役務入札参加資格申請制度が新たに導入をされます。この制度につきましては、竹原市が発注する物品調達等の競争入札、随意契約に参加希望する事業者は、あらかじめ会計課に必要書類を提出して、事前に競争入札参加資格の認定を受けるということが新たに始まります。この制度の導入に伴いまして、従前からあります現在の竹原市学校給食センターの給食物資納入業者登録の要綱について一部改正をするものです。

新旧対照表を御覧ください。従前には、登録の申請第4条第1項第2項において、毎年度こういうものの提出を求めておりました。今回会計課の方で、市全体で新たな登録制度をするということで、改正後が第4条第3項に、「申請者のうち竹原市物品調達等及び委託役務入札参加資格審査要綱第11条の名簿に登録されている者は、前項第1号から4号までの書類を省略することができる。」を新たに付け加えまして、第4条第2項にあります、営業規模概況調書から納税証明書までは提出する書類が重複しますので、これについては免除をします。また、新たな登録制度については、3年に1度の申請ということになりますので、学校給食センターの納入登録業者は毎年度更新をしておりましたが、そこについては省略をするというものでございます。ちなみに、第4条第2項第5号「製造及び加工を伴う品目を登録しようとする者にあつては、食品衛生監視票」については、毎年更新するものとなっておりますので、これについては引き続き、毎年度

提出を求めていくものでございます。後は、項ずれでこれまでであった第3項だったものが第4項になる等、関係条項の調整をしたものでございます。以上です。

○高田教育長　　これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○市川委員　　これは竹原市の物品調達及び委託役務入札参加資格に申請していなくてもできるのですか。

○中川教育次長
兼 課 長　　今の状態では、そこをガチガチにすると特に個店と言いますか自営業の方の、給食で言うと、そういう自営の業者の方もいらっしゃいますので、当面は1月1日スタートの中で柔軟に対応していこうと考えています。できる限り、我々職員の方で、今取引のある事業者には登録を促したところではありますけども、やはりまだ数件登録をなさっていない方がいらっしゃるようなので、その内何件かは廃業予定とお聞きはしているのですが、そのところで調達に影響が出ないように、引き続き根気よく登録を促していこうと、また、随時登録は受け付けるということにはさせていただいています。今9月以降2期にわたって申請募集をかけているところで当面スタートする、随時登録を促していくということです。ちなみに、市外市内問わず登録をしていないとリストに載らないということですが、一つの目的は市内業者を中心に発注をしていこうという整理が、まず大きな目的でございますので、初期の目的に反れないようやっていきたいと思っております。

○高田教育長　　お諮りいたします。議案第66号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○河埜内委員　　はい。

○浅野委員　　はい。

○市川委員　　はい。

○中秋委員　　はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第67号「竹原市重要文化財の指定について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いいたします。

○岡元課長 議案第67号「竹原市重要文化財の指定について」御説明いたします。議案書の12ページから14ページ及び別紙といたしまして、旧吉井家住宅の竹原市重要文化財指定について答申をお配りしております。そちらの方を御覧ください。

本案につきましては、竹原市文化財保護条例に基づきまして、旧吉井家住宅所在地は、竹原市本町三丁目3899番2でございます。こちらの建造物を竹原市重要文化財として指定しようとするものでございます。旧吉井家住宅は竹原地区伝統的建造物群保存地区のほぼ中央部に位置しておりまして、17世紀末に建造されました、当該地区におきまして最も古い建造物でございます。平成23年に吉井家から土地及び建物の寄贈を受け、現在は竹原市が管理をしているところでございます。

別紙の2枚目になります、平成29年12月14日付けで旧吉井家住宅を竹原市重要文化財に指定することにつきまして、文化財の指定保護及び活用に関し、必要な調査研究を行うため設置をしております竹原市文化財保護委員会へ諮問をしていたところでございます。それを受けまして、本年12月6日付けで文化財保護委員会委員長より市の重要文化財に指定すべき価値を有する建造物であるとの答申を受けたので、竹原市の重要文化財として指定しようとするものでございます。

指定の内容について、答申の主なものについてでございます。別紙1ページの裏面を御覧いただきたいと思っております。特に特徴としましては4点ございます。まず1点目といたしまして、旧吉井家住宅の特徴は、吉井氏の経済活動、また社会的地位等を反映してこれまで増改築が繰り返されている点、2点目といたしまして、17世紀建築の主屋、所謂母屋でございま

す。こちらは全国的にも大変貴重でございまして、竹原下市地区の製塩業の最盛期に建築された上層の町家としての価値も有しているところがございます。3点目といたしまして、幕末期に再建された御成座敷、御成門及び土塀につきましては、製塩業と商業の町である竹原下市地区におきまして、藩、所謂武士階級と町、町人階級との関わりを示している貴重な資料であります。4点目といたしまして、土蔵、道具蔵は吉井氏の経済活動と密接に関わっており、その他建造物と一体となって町並み保存地区の重要な景観を構成していると、これらのことから旧吉井家住宅の建造物、そして屋敷構えは製塩業により町が発展した近世の竹原において、製塩業に携わる資本家の居宅の実態と変遷過程を示す建築群としてきわめて貴重であることから竹原市重要文化財に指定すべき価値を有している、こういったことから重要文化財として指定をしてみたいと考えるものでございます。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○浅野委員 竹原市ではその他の家屋の重要文化財の指定はありましたか。

○岡元課長 竹原市の指定文化財のうち、建造物で竹原市の重要文化財として指定しているものは、過去3件ございます。昭和60年に松阪家住宅、昭和62年に西方寺普明閣・お籠堂、そして平成16年に森川家住宅、そして今回の旧吉井家住宅が4例目ということになります。これは竹原市の重要文化財でございまして、お付けしております資料の一番最後に竹原市文化財一覧表を付けさせていただいております。この他文化財といたしましては、建造物もございますし、天然記念物もございます。本市では34件の文化財を現在指定しているところでございます。

○市川委員 所在地ですが、今でも3899番なのですか。

○岡元課長 これは所謂地番という表記となっておろうかと思えます。住所地とは異なります。

- 市川委員 統一はされていないのですね。春風館は現在の7-24となっていますが、日の丸写真館は4996番地となっています。
- 岡元課長 文化財一覧表の所在の住所と地番との関わりであろうかと思えます。これが誤りということではないのですが、これにつきましては、今の御意見を頂戴いたしまして、今後、統一感をもって整理してまいりたいと思えます。
- 浅野委員 今ここで分かる話ではないと思うのですか、こういったものを保存するに当たって、だいたいいくら位かかるのですか。
- 岡元課長 今、吉井家については、平成23年に吉井家様の方から寄贈をいただいております。今後公開をしていきたいと考えてはいるのですが、そのためには当然修理が必要となってきます。やはり古いものですから増改築を繰り返されておられます。一部不具合と危険な箇所がございまして、それを今年度中に緊急的に修理をしようということで計画をしております。その上で公開に向けていくのですが、当然全体的な修理というものは必要となってまいります。これは松阪邸でありますとか、森川邸についても同様でございまして、建物の規模によるのですが、その修理に係りましては、数億円と、規模が全く違いますが、やはり億以上の修繕費用がかかってこようかと考えております。
- 中秋委員 こういった修繕をする業者は、県内とか市内とかは決まっていらないのですか。やはり全国的にこういった古いものを専門としているところに出すのですか。
- 岡元課長 やはり通常の家屋を建てたり直したりする業者とは造りが違いますし、また、古い建物ですのでどういった工法で建てられているかを調査しながら、その工法を見極めながら修理するといった流れになろうかと思えます。そうしましたら、やはり専門的な経験、過去にそういった実績を持つ業者の方にやってもらうべきだということで、そうなりますとある程度限られてくる部分もあろうかと思っています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第67号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告・協議事項としまして「竹原市重要文化財の名称変更について」を議題といたします。関係課より報告をお願いいたします。

○岡元課長 報告事項で「竹原市重要文化財の名称変更について」御報告いたします。議案書の15ページ及び16ページを御覧ください。重要文化財につきましては、国及び県の指定もございしますが、一般的には〇〇家住宅という名称が用いられているのが一般的でございます。本市におきましても、こういった名称の使い方を統一したことで使用するということで、指定文化財につきましては、住宅建築の名称を〇〇家住宅と統一する方針でいたしております。

一方で、住宅建築の所有区分につきましては、住宅名と同じ方、所謂一族の方が所有している場合と住宅名が異なった所有者、松阪家住宅や森川家住宅につきましては、現在竹原市が所有をしております。こうした両者の場合がございしますので、こうした区分を明らかにするため、後者であります松阪家住宅、森川家住宅等の建物名と異なる者が所有している場合には、住宅名の前に旧を付すこととしたものでございます。これによりまして、重要文化財の現在の所有の状況が明らかになります。これは、国、県の重要文化財についても同じような取り扱いとなっております。ただ、竹原市の中では、「松阪邸」「森川邸」という使い方が一般的でございますので、引き続き、親しまれております「松阪邸」「森川邸」という名前は使用

していただきながら、公的な部分におきましては、「旧松阪家住宅」「旧森川家住宅」といった取扱をさせていただこうというものでございます。以上です。

○高田教育長　何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。無いようですので報告協議事項については以上となります。これより議案第64号「平成30年度準要保護児童及び生徒の認定について」を議題とするため非公開といたします。傍聴者は御退席ください。

(非公開)

○高田教育長　以上で非公開の議題は終了しました。本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成30年第12回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。その他連絡事項があれば報告願います。

平成30年12月20日　午後　2時00分閉会